

■ 農薬の適正使用

農薬は、農産物の安全性や環境汚染防止の観点から、農薬取締法により、作物残留性農薬^{※1}、土壌残留性農薬^{※2}および水質汚濁性農薬^{※3}の使用が厳しく規制されています。農薬の適正使用については、周辺環境の保全や農薬使用者の危害防止等を図るため、「農作物病害虫防除基準」を毎年策定し、人畜毒性が低く安全性に優れた農薬の使用を指導するとともに、農薬安全使用基準の遵守を徹底しています。

また、全国的に無登録農薬の販売や使用が問題となったこともあり、農薬安全使用講習会の開催や農薬管理指導士の認定および農薬販売者への立入検査の実施等により、農薬取扱業者の一層の資質向上および農薬販売の適正化を図っています。

さらに、農薬を使用しない、あるいは極力減らした栽培による安全な農産物の生産も推進しています。「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）では、農薬や化学肥料を使わずに栽培された有機農産物や有機農産物加工食品のJAS規格を定めており、また、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」では、農薬や化学肥料の使用を低減する農業者を認定する「エコファーマー」制度を設けています。これに加えて県では、平成13年4月から、「福井県特別栽培農産物認証制度」を運用し、農薬や化学肥料の使用を極力抑えた農産物の生産を推進しています。

一方、ゴルフ場における農薬の使用については、「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」により、事業者に対し、農薬等使用計画の提出や環境監視および水質測定を義務付けるとともに、魚毒性C類^{※4}に該当する農薬の使用を禁止するなどの指導を行っており、その使用量は表3-3-5に示すとおり減少しつつあります。

表3-3-5 県内ゴルフ場の農薬の使用量

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
総量(t/年)	22.1	22.4	18.4	19.2	18.5	20.3	18.1	11.9	12.8
単位面積当たり(kg/ha/年)	17.0	13.6	11.1	11.5	11.0	12.1	10.8	7.1	7.7

※1 作物残留性農薬：適用病害虫の範囲および使用方法を遵守しないで使用される場合に、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬

※2 土壌残留性農薬：適用病害虫の範囲および使用方法を遵守しないで使用される場合に、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬

※3 水質汚濁性農薬：相当広範囲な地域においてまとまって使用されるとき、水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある、または、公共用水域の水質の汚濁が生じ、その水の利用が原因となって人畜に被害が生じるおそれがあるなどの農薬

※4 魚毒性C類：農薬を魚毒性の弱い方から、A、B、B-s、C、D（水質汚濁性農薬）に分類したとき、魚毒性の強い方から二つ目の分類

■PCB

環境上の「負の遺産^{※1}」の1つといわれるPCBについては、かつてボイラーの熱媒やトランス・コンデンサーの絶縁油などとして利用され、その後使用等が禁止されましたが、その処理は全く進んでいません。そのため、多くの事業者においては30年近くもPCBの保管を余儀なくされており、時間の経過とともにその紛失等による環境汚染が懸念されています。

■環境汚染物質の排出・移動の登録制度（PRTR^{※2}）

化学物質の製造・使用および環境中への排出に対し、従来から行われてきた規制的手法では対応できない環境リスク^{※3}を低減するためには、より未然防止に力点を置いた総合的な対策が必要です。

こうした観点から、潜在的に有害な化学物質について事業者自らが排出量や移動量を管理・公表し、使用量の削減を図ることを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」（平成11年7月制定）が成立し、平成14年4月から本格的に施行されています。

■情報開示とコミュニケーション

日常的に利用されている化学物質については、その長所についての情報に比べ、健康影響等の短所についての情報は不足しがちです。

また、所沢市のハウレンソウ問題^{※4}に見られるように、社会全体に共通認識のない事柄に関する断片的な情報や不正確な情報などが流布することにより、社会に混乱が生ずる事例は少なくありません。

このため、化学物質についての正確な情報を収集し、県民にわかりやすく提供する必要があります。

-
- ※1 負の遺産：有害物質による土壌や地下水の汚染、PCBなど難分解性有害物質の処理問題、地球温暖化やオゾン層の破壊など、20世紀中に解決できなかった環境問題のことを、こう呼ぶことがある。
 - ※2 PRTR：潜在的に有害な化学物質について、事業者自らが環境中への排出量や廃棄物としての移動量などのデータを収集・整理し、これを公表することで、使用量の削減を図ろうとする一連の仕組み
 - ※3 環境リスク：化学物質等が、日常生活のさまざまな場面、製造から廃棄に至る事業活動の各段階において、環境を経由して人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのこと。
 - ※4 所沢市のハウレンソウ問題：平成11年2月、埼玉県所沢市の「野菜」から高濃度のダイオキシン類が検出されたとのテレビ報道がきっかけとなり、ハウレンソウをはじめとする所沢産の野菜が市場価値を失うという事態に至った。その後、事態は沈静化したものの、一連の経緯は、科学的な情報を正確に伝えることの重要性和困難さを合わせて浮彫りにすることとなった。